

専門医認定支援事業（概要）

	事業内容	対象経費	基準額	補助額
1	医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、都道府県(地域医療支援センター等)と連携しつつ、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う。	専門研修プログラム策定に必要な次に掲げる経費。 ・職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、社会保険料、委託費 (上記に掲げる経費に該当するもの)	1 プログラム当たり 1, 8 1 4 千円	基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1／2の補助率を乗じて得た額の範囲内。
2	医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門医研修を促進するため、次に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。 ・都道府県(地域医療センター等)と連携しつつ行われる指導医の派遣 ・都道府県(地域医療センター等)と連携しつつ行われる指導医による出張指導	指導医の派遣及び出張指導に必要な次に掲げる経費。 ・職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、社会保険料	1 か所当たり 3, 2 0 0 千円 産科・小児科の場合 1 か所当たり 4, 6 0 0 千円	
3	都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、研修医療機関において専門医研修を促進するため、次に示すいずれかの手法で指導医の派遣等を行う。 ・指導医の派遣 ・指導医による出張指導		なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。	
4	地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において、総合診療研修を行う。	へき地・離島等における総合診療研修に必要な旅費。	1 か所当たり(往復分) 3 2 2 千円	